

[事案 2022-39] 既払込保険料割増返還請求

・令和4年9月8日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-220] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、既払込保険料に利回りを付して返還することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年7月に契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、既払込保険料に10%の利回りを付して返還してほしい。

- (1)商品パンフレットに掲載されている運用シミュレーショングラフでは、積立金が目標を達成している。
- (2)積立金（既払込保険料）は、世界的好況な株式市況からして、当然110%の目標に到達している。
- (3)110%に達しないと保険会社が主張する理由は不透明であり、契約者への販売責任、説明責任が果たされていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)商品パンフレットに掲載されている運用シミュレーショングラフには、目標達成年数等の確実性を示唆・保証するものではない旨の注記が付されている。
- (2)特別勘定における積立金は目標金額である110%に到達していない。
- (3)契約内容通知の送付、運用結果レポートのホームページへの掲載、電話による契約内容の照会等の情報提供・サービスを実施している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。